児童手当法の改正（六月一日から）
二人目のお子さんから支給

児童手当法が、六月一日から変わります。いままでの法律では、三人以上のお子さんを育てている家庭に児童手当が支給されていましたが、今回の改正で、二人目のお子さんから支給されることになりました。改正された児童手当法は次のとおりです。

第二子に月額二千五百円の児童手当

昭和六十一年六月一日現在、十八歳未満のお子さんを二人育てている家庭が対象になります。ただし、二人目のお子さんは昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童に限られ、対象となる家庭には月額二千五百円の児童手当が支給されます。

児童手当は2人目のお子さんから支給に

対象となる児童をお持ちの家庭は、申請が必要です。

また、三人以上のお子さんを育て、現在児童手当を受給している家庭で、二人目のお子さんが新制度の対象（昭和五十九年六月二日以後に生まれた児童）となる場合も、新たに申請をする必要があります。一人あたり月額二千五百円の手当が増額されます。

なお、第三子以上のお子さんについては、いままでどおり、一人あたり月額五千円が支給されます。

□申請受付期間……六月三十日までに市役所社会福祉事務所へ（七月受付分は八月からの支給になります）。これ以後、出生該当した場合は、そのつど申請してください。

□持参するもの…印鑑、保護者が加入している年金の記号・番号、保護者名義の預金通帳の口座番号

なお、公務員等はいままでどおり職場から支給されます。

対象児童の年齢を三年間で段階的に修正

新制度では、三年後に対象児童の基準を就学前に統一し、より多くの家庭に児童手当を支給できる体制をとりました。支給額は変わりませんが、支給期間が変わります。ご注意ください。

♥一年目（昭和六十一年六月一日～昭和六十二年三月三十一日）…昭和六十一年六月一日現在で、二人目のお子さんは二歳未満、三人目のお子さんは中学校卒業までを対象児童とします。

♥二年目（昭和六十二年四月一日～昭和六十三年三月三十一日）…昭和六十二年四月一日現在で、二人目のお子さんは四歳未満、三人目のお子さんは小学校三年生までを対象児童とします。

♥三年目（昭和六十三年四月一日以降）…二人目のお子さんも三人目のお子さんも、就学前までを対象児童とします。

くわしいことは、社会福祉事務所（☎24―2111内線271、272）へお問い合わせください。

児童手当制度の改正による今後3年間の支給期間の変化

昭和61年度	（第三子）	中学校3年生 5,000円
	（第二子）	2歳未満 2,500円
昭和62年度	（第三子）	小学校3年生 5,000円
	（第二子）	4歳未満 2,500円
昭和63年度	（第三子）	就学前 5,000円
	（第二子）	就学前 2,500円

家庭教育学級の受講生を募集します

中央公民館では、幼児期における成長・発達を理解し、人間性豊かな子どもを育てるための「幼児期家庭教育学級」と、子どもの教育について親と子のふれあいを通じて学習する「中央家庭教育学級」を開き、受講生を募集しています。

□幼児期家庭教育学級

・とき…五月二十三日（金）の午前十時～正午（以降、毎月一回・金曜日の予定）
・ところ…市民会館
・学習内容…左の表のとおり
・募集人員…三十人

（受講希望の方は、中央公民館（☎22―9666）へお申し込みください。

幼児期家庭教育学級

学習内容（学習テーマ）
・開講式（5月20日） 学級のあり方と運営について ～家庭教育の必要性と今日の問題～
・幼児の成長と発達（1） ～幼児の自立心と依存心～
・幼児の成長と発達（2） ～あそびから体得するもの～
・幼児の成長と発達（3） ～絵本とテレビの影響～
・親子でたのしむ レクリエーション（1） ～野外活動～
・幼児をもつ母親の疑問に答えて ～私の子育て～
・共働き家庭と家庭教育 ～仕事と子育ての両立は～
・しつけと過保護と反抗期 ～ほめること、しかること～
・幼児の食生活……料理実習 ～バランスのとれた献立～
・親子でたのしむ レクリエーション（2） ～リズムあそびとゲームあそび～
・閉講式 子どもの成長に伴う親のあり方

中央家庭教育学級（小学生期）

学習内容（学習テーマ）
・開講式（5月23日） 学級開設趣旨と運営について ～家庭の教育力を高めることへの認識～
・家庭における情操教育・道徳教育 ～思いやりの心を育てる～
・親と子どもの意識のくいちがい ～子どものいい分・親のねがい～
・親と子のレクリエーション ～体力づくりとレクリエーション～
・共働き、家庭と子ども ～親の悩みと子どもの眼～
・子どもの家庭学習と家庭の日 ～夏休みのすごし方～
・子どもと食生活 ～心とからだをつくる食事～
・郷土の文化を訪ねて ～ふるさととは何か～
・読書に親しむ心を育てよう ～読書習慣をつける～
・海外日本人学校に見る親と子 ～東南アジアにおける家庭教育～
・閉講式 家庭の役割・学校の役割 ～生活の規律・子どものしつけ～

お買物、ご用命は市内で

あなたの安心を企画する
(有)樋口保険企画
新津市金沢町3丁目
☎22-6774
35才(男・女)
保険料月2,650円
入院日額5,000円(730日)
病気8日以上、ケガ5日以上
手術5万円・10万円・20万円
死亡 50万円
自己負担額が増大するいま、確かな備えを！
(新) 病気・ケガ入院保険（ほとんどの病気・ケガ保障）

銘菓 栗太郎
和洋御菓子司
田家屋
新津市本町四
TEL (22)〇四三〇

銘菓 雪かこい
和洋御菓子司
駿河屋
新津市本町二
TEL (22)〇五四三

金津保育所が新園舎に
快適な保育環境を確保――＊

昭和六十年度事業として、金津保育所の全面改築工事が行われました。金津保育所の園舎は、昭和九年の保育所開園以来の建物で、老朽化のため、いたみもひどくなり、今回の全面改築となりました。新園舎は三月に完成し、三月半ばから新園舎を使った保育が行われています。

旧園舎の北側に建設された新園舎は、鉄筋コンクリート造り二階建てです。総床面積は八百四十平方㍍で、旧園舎より約二百平方㍍広くなり、快適な保育環境が確保されました。

一階には事務室、調理室、ほふく室、乳児室、保育室、遊戯室などが配置されており、二階は保育室が四部屋あります。遊戯室は、採光を考えて東側と南側の壁面の半分以上がガラス張りになっています。また、二階には屋上広場も設けられており、将来の増築スペースにもなります。

なお、金津保育所の建築工事費は、一億三千九百三十六万円でした。このうち、国庫補助金が四千九百十二万円、県の補助金が二千四百五十六万円となっています。

新園舎に生まれ変わった金津保育所

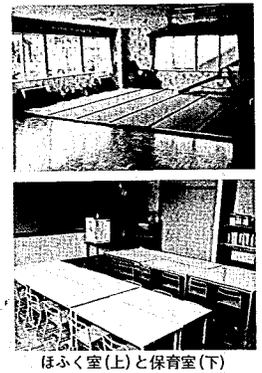

ほふく室（上）と保育室（下）

工業統計調査のポスターを募集

通商産業省では、昭和六十一年十二月三十一日現在で行われる工業統計調査の広報用ポスターを募集します。

□図案…「通商産業省」、「工業統計調査」、「昭和六十一年十二月三十一日」の文字を記入してください

□大きさ、色…縦59㎝、横42㎝（A2判）で、四色以内

□送り先…〒950 新潟市新光町4―1 新潟県企画調整部統計課

□応募期間…五月十日～六月三十日（当日消印有効）

□賞…最優秀賞（十万円）、優秀賞（三万円）、優良賞（記念品）

なお、ポスターの裏面には、住所、氏名、職業（学生の場合は学校名、学年）を必ず明記してください。

くわしいことは、市役所総務課統計係（☎24―2111内線247）へおたずねを。

利率などが変更に
市制度融資の貸付

市では、中小企業の皆さんの資金需要に応えるため、産業育成資金や小規模事業振興資金、中小企業近代化資金の制度融資を行っていますが、このたびその一部が改正され、貸付利率が変わりました。

□産業育成資金…信保付は五・九%から五・五%に、その他は六・四%から六・〇%に

□小規模事業振興資金…六・八五%から六・二五%に

□中小企業近代化資金…七・〇五%から六・四五%に

くわしいことは市役所商工観光課（☎24―2111内線247）へおたずねを。

求人の申込用紙が変更になりました

四月一日から男女雇用機会均等法が施行されています。この法律は、女子労働者が雇用の分野で男子労働者と均等な機会を得て、その意欲と能力に応じて均等な待遇を受けられるようにすることをめざしています。女子従業員の雇用に際しては、事業主の皆さんのご配慮をお願いします。

なお、求人申込用紙が変更になり、今後は、男女別の求人票に変わり「求人票」と「求人票（パート）」で求人申込みをすることになります。また、原則として特定の職種の従業員を募集する場合を除いては、募集条件に男女差をつけないようにすることになりました。

くわしいことは、新津公共職業安定所（☎22―2233）へお問い合わせください。

仕事と育児、どちらも大切
育児休業制度導入にご協力を

五月五日から十四日は、「育児休業制度普及促進旬間」です。働く婦人の職業生活と家庭生活の調和を図るための育児休業制度の概要は次のとおりで、奨励金の支給制度もあります。

□育児休業制度

乳幼児をもつ女子労働者が希望した場合、職場での身分や地位を失わないで一定期間休業し、育児に専念できるようにする制度です。

□育児休業奨励金の支給

労働省では、制度の普及促進を図るため、一定の要件を備えた育児休業制度を導入した事業主に、育児休業奨励金を支給しています。

支給額は中小企業が百万円、大企業が八十万円です。

なお、育児休業制度とは別に出産、育児により退職した女子を再び常用労働者として雇用する女子再雇用制度を導入した事業主に対し、制度が一定の要件を備えている場合は女子再雇用促進給付金が支給されます。

くわしくは新潟婦人少年室（☎0252―66―0047）へおたずねください。

お買物、ご用命は市内で

本町4 チューリップ店会 お店紹介

おまたせしました 新茶まつり
空くじなし
5月6日より・・・・11日まで
期間中お茶千円お買上げ毎に1回抽せん出来ます
20kg入茶箱がどんどん当たります
創業明治八年 伊東園 本町4丁目 ☎(22)0362

5月2日は八十八夜